

相互援助活動の手引

1 相互援助活動とは

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい人と援助ができる人が会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有償にて行う会員制の組織です。

※援助は有償ボランティア活動です。あくまでも一時的、補助的な手助けをするものです。
また、この活動は協力会員のボランティア精神に支えられていることを心に留めていただき、希望する依頼のすべてを援助できるものではないことをご了承ください。

<会 員>

とよたファミリー・サポート・センターの実施する講習会に参加後、
会員となります。

協力会員：豊田市に在住し、子育てのお手伝いをしたい人。

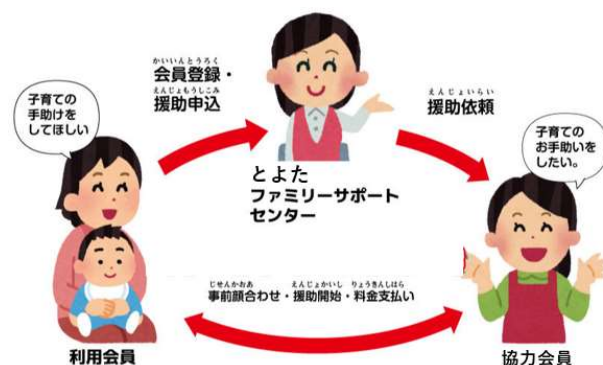
※5年に1回、とよたファミリー・サポート・センターで行う
救命講習の受講が必須です。

依頼会員：豊田市に在住または在勤し、子育ての手助けをして欲しい人。

対象のこどもは0歳（首がすわった頃）から小学校6年生です。

※市外在住の場合は「在勤証明書」の提出が必要です。

両方会員：協力会員と依頼会員の両方を兼ねる人。



2 援助について



援助できる内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助は、こどもへの援助です。

- ・こども園、小学校等の開始前や終了後のこどもの預かり
- ・こども園、小学校等の送迎
- ・習い事の送迎（年中以上で、自分で荷物を持ち、身支度できること）
- ・冠婚葬祭、外出時、リフレッシュしたい時のこどもの預かり など

援助できない内容

- ・宿泊を伴う預かり（22：00～5：00 の時間帯を含む援助はできません）
- ・依頼会員の自宅における預かり（在宅勤務など、大人が在宅の場合は可能です）
- ・大人への引き渡しを伴わない送迎
- ・体調不良時（熱が 37.5 度以上ある場合、風邪やインフルエンザなどの感染症の場合、下痢や咳がひどい場合など）の預かり
- ・市販の薬剤の使用（目薬、塗り薬などすべての薬を含む）
- ・病院の受診、病院の送迎
- ・保育施設等が学級閉鎖の場合、そのクラスに在籍するこどもの援助
- ・入浴の介助
- ・宿題など勉強の手伝い
- ・こども以外の送迎（親子一緒に送迎など）
- ・習い事や学校行事の付き添いなど保護者の代わりとして活動すること
- ・複数人のこどもへの援助（兄弟姉妹の場合は、こどもの年齢などを判断して複数預かることができる場合もあります）

援助における注意点

- ・6 歳未満児の送迎の場合、チャイルドシートやジュニアシートは依頼会員が用意します。
- ・食事、おやつ、ミルク、おむつ等は、原則として依頼会員が用意します。
- ・預かり時に使用したおむつは依頼会員が持ち帰ります。
- ・習い事の援助をご希望の場合は、必ず、とよたファミリー・サポート・センターのホームページの会員向け資料にある「習い事の援助を依頼する前に」を事前に確認してください。
- ・車、徒歩など送迎の手段に関わらず、傷害保険が適用されます。ただし、賠償責任保険は適用されません。協力会員の車も相手方の車も補償の対象外となります。車を使用する援助の場合、会員同士が了承の上での援助活動をお願いします。

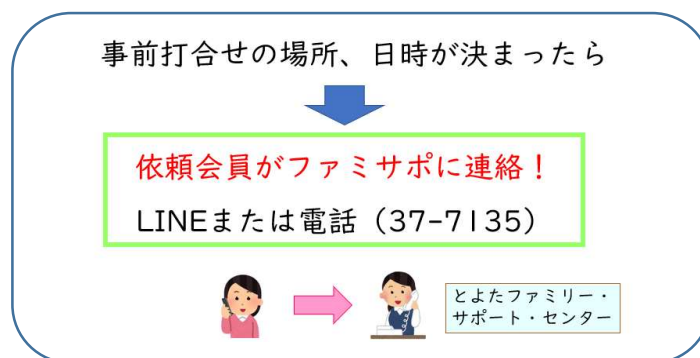
3 活動の流れ

- (1) 依頼会員は、電話（37-7135）、LINE メニューの「援助の相談・依頼」、または、直接窓口で依頼をしてください。



- (2) とよたファミリー・サポート・センターが協力会員を選定し、依頼会員に連絡します。
依頼会員は協力会員に連絡し、事前打合せの日時と場所を決め、センターに報告してください。

事前打合せがないと援助活動はできませんので、必ず報告してください。



※事前打合せは協力会員、依頼会員と援助対象のこども、及び、ファミリー・サポート・センター職員の三者で行い、依頼会員は協議した内容を事前打合せ内容記録票（様式5）に記録します。



事前打合せの可能な場所と時間

- ・ とよたファミリー・サポート・センター（T-FACE A館9F）
10：00～17：00（火曜、12/29～1/3 除く）
- ・ 地域の子育て支援センター（柳川瀬子どもつどいの広場を除く）
平日 13：00～16：00

(3) 事前打合せ終了後、協力会員は援助活動報告書（3枚綴り）を作成し、依頼会員は報酬を基準に従って、現金で支払います。

事前打合せの報酬は、協力会員が家を出てから家に帰るまでの時間で計算します。こどもの人数にかかわらず1人分として計算します。

(4) 事前打合せで決めた内容の援助を行います。協力会員は援助活動報告書を作成し、依頼会員は報酬を支払い、内容確認署名欄に自署します。

(5) 協力会員は援助活動報告書（ファミリー・サポート・センター用）を翌月10日までに提出してください。

提出方法は、ファミリー・サポート・センター窓口及び地域の子育て支援センター窓口に直接持参・郵送するか、LINE メニューの「援助活動報告書の提出」から電子申請にて提出してください。

提出期限に遅れる場合はファミリー・サポート・センターにご連絡ください。

ここから提出できます



4 会員の心得

- ・誠実に活動を行ってください。（時間を守る、事前に決めた内容以外は頼まないなど）
- ・活動を通じて知った個人情報（お互いの家庭の事情など）は、絶対に漏らさないでください。
- ・ファミリー・サポート・センターを政治、宗教、営利などの目的に利用しないでください。
- ・会員間での物品の斡旋、販売などはできません。
- ・協力会員は、活動時に会員証を携帯してください。

5 報酬の基準

(1) こども1人につき、1時間あたりの基準額

月日・曜日 時 間	月曜日～金曜日	土・日曜日・祝日 12月29日～翌年1月3日
午前7時～午後7時	800円	900円
上記以外の時間	900円	1000円

※午前7時、午後7時を含む1時間は900円（1000円）で計算する。

(2) 援助時間の算定方法

預かり：協力会員宅の場合は、預かった時から依頼会員がこどもを迎えに来るまで。
それ以外の場所の場合は、協力会員が家を出てから家に戻るまで。

送 迎：協力会員が家を出てから家に戻るまで。

※最初の1時間はそれに満たない場合も1時間とみなします。1時間を超えた場合は、30分までは半額、30分を超えた場合は1時間として計算します。

※同じ時間帯に兄弟姉妹で複数人援助する場合は2人目からは半額とします。

3歳未満を含む兄弟や多胎児などでは、安全を考慮し、複数人一緒の預かりができない場合もあります。

(3) 取消料金

前日までの取消し：無料

当日取消し：基準により算定された金額の半額

無断取消し：全額

※風水害や地震などにより安全が確保できない場合の活動については、会員間での話し合いにより取消料を無料とすることができます。

(4) 食事代や交通費（駐車場、公共交通機関などの利用）は実費を支払ってください。

6 補償保険制度について

- ・活動中の事故などに備えるため、とよたファミリー・サポート・センターが一括して保険に加入しています。事故発生時は速やかにとよたファミリー・サポート・センターにご連絡ください。連絡がない場合や、事前打合せ内容にない援助活動は補償対象になりませんのでご注意ください。
- ・補償内容は、市ホームページ「とよたファミリー・サポート・センター」内の資料を参照してください。

7 その他

市ホームページ「とよたファミリー・サポート・センター」内の会則をご確認ください。

とよたファミリー・サポート・センター（とよた子育て総合支援センター内）

〒471-0026 豊田市若宮町1丁目57番地1 T-FACE A館9階 （電話：37-7135）